

パブリックコメント意見・対応一覧

【資料4】

※頂いたご意見の内容毎にまとめています。

No.	意見	対応
1	・カメを見分ける方法の普及啓発をすべき。 ・ペットショップでの曖昧な種名表記を是正すべき。 ・ハナガメは長生きなので譲渡などが予想されるため、追跡調査可能にするべき。	頂いたご意見は、今後の取組を進める上での参考とさせていただきます。
2	・種類名証明書が必要な生物におけるモウセンゴケ属全種の指定に反対する。 (理由) ・国内定着するようなモウセンゴケ属はすでに日本で流通しており、モウセンゴケ属全体を指定することに国内定着するようなモウセンゴケ属の流入を防ぐ効果はない。 ・輸出国に種類証明が可能な公的機関が存在しない場合が多いため、種類名証明書の提出を求めることは事実上の輸入禁止に相当する。	特定外来生物に指定されたナガエモウセンゴケとの判別が容易にできない生物については、輸入時に種類名証明書が必要な生物に指定することが妥当と考えています。モウセンゴケ属の輸入を防ぐことは目的としていません。 また、種類名証明書については、国内の登録機関から発行されたものを添付することも可能です。
3	・「特定飼養等施設の基準の細目」について、ナガエモウセンゴケへの適用を反対し、次の(1)あるいは(2)いずれかを要望する。 (1)栽培法の確立している屋外栽培を許可出来るように「屋外施設の場合、特定外来生物の流出を防ぐことができると判断された施設であること。」を付け加えること。 (2)屋内栽培の条件を整えられるように許可申請期間を指定開始日より3年とすること。あるいは3年間は特例として(1)を許可すること。 (理由) ・申請しても屋内栽培では日照・温度、湿度等の条件を作らなければ継続栽培出来ないため。 ・ナガエノモウセンゴケの花茎を確実に摘み取れば屋外栽培でも逸出の危険はなく、囲い(ネットなど)を設ければ、屋外でも栽培可能と考える。	ナガエモウセンゴケは種子による繁殖に加え、根茎の一部からでも再生する可能性があります。屋外栽培では生物等による拡散を完全に防ぐことは困難であると考えられます。よって、当該種については、屋内栽培施設及び移動用施設を特定飼養等施設とすることが妥当であると考えています。具体的な施設についてのご相談は、地方環境事務所までご連絡願います。
4	・悪質な法律違反は飼育禁止や営業禁止などの罰則を設けるべき。 ・イエネコも特定外来生物に指定してほしい。	ご意見として伺います。